

○枝幸町高齢者世帯等除雪支援助成金交付事業実施規則

令和3年7月12日規則第38号

枝幸町高齢者世帯等除雪支援助成金交付事業実施規則

(目的)

第1条 この事業は、自力での除雪が困難な高齢者及び障がい者の世帯（以下「高齢者世帯等」という。）に対して、住居等の除雪に要する費用の一部を助成することにより、当該高齢者世帯等の冬期間における生活不安を解消するとともに、併せて安否の確認を行うことによって、生活の安全・安心の確保と地域における支え合い体制の推進に寄与することを目的とする。

(対象世帯)

第2条 助成の対象者は、枝幸町の住民基本台帳に記録され、現にその住所に居住している者のうち、その属する世帯（多世帯住宅及び住宅の多世帯利用は、当該住宅に居住する全ての者を同一世帯とみなす。以下同じ。）の全ての世帯員が申請日において第1号から第4号までのいずれにも該当する世帯であって、かつ、第5号から第9号までのいずれかに該当する世帯（施設入所者及び長期入院者（おおむね6か月以上）のみの世帯は除く。以下「助成対象世帯」という。）の代表者とする。

- (1) 自力で除雪することが困難である世帯
- (2) 親族（3親等内に限る。）から労力による援助又は経済的な援助が受けられない世帯
- (3) 民間集合住宅及び公営住宅以外に居住する世帯
- (4) 町民税非課税世帯、町民税均等割のみが課税されている世帯及び前年度の合計所得金額が200万円未満の世帯
- (5) 70歳以上の高齢者のみで構成される世帯
- (6) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する障害程度等級1級若しくは2級又は肢体不自由区分の下肢若しくは体幹に該当する者のみで構成される世帯
- (7) 要介護1以上の介護認定を受けている単身者世帯
- (8) 第5号から前号までに掲げる世帯により構成される世帯
- (9) その他町長が特に必要があると認めた世帯

2 前項の規定にかかわらず、当該世帯が居住する住宅の同一敷地内に他の世帯が居住する住宅がある場合は、除雪に要する経費が当該世帯の経費と他の世帯の経費とに明確に区分できないと認められる場合は、この助成金の対象とはならないものとする。ただし、当該同一敷地内の全ての世帯が前項に規定する助成金の対象となると認められる場合は、この限りではない。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、助成対象世帯がその世帯の生活の本拠である住居等について、除雪作業を行う個人、団体及び事業所等（以下「除雪事業者等」という。）に委託し行う除雪とする。

2 前項の規定により委託することができる除雪事業者等は、個人においては18歳以上の町民とし、団体、事業所等については町内で活動する除雪事業者等とする。

3 個人の除雪事業者等が、3親等以内の親族に対して行う除雪作業は、本助成の対象外とする。

(助成対象事業の期間)

第4条 助成対象事業の委託期間は、助成を受けようとする年度の11月1日から3月31日までとする。

(助成額)

第5条 助成する額は、一助成対象世帯当たり次の各号の金額を上限とする。ただし、前条に規定する業務委託期間の途中における委託の開始及び終了の場合は、月額とする。

(1) 町民税非課税世帯又は町民税均等割のみの世帯 5万円(月額1万円)

(2) 町民税課税世帯で世帯の合計所得が200万円以下の世帯 3万円(月額6千円)

2 前項各号の規定にかかわらず、他の制度により助成等を受けることができる場合は、当該助成を受けることができる額を助成額から控除した額とする。

(遠距離加算)

第6条 除雪事業者等の所在地から助成対象世帯までの往復の距離が5キロメートルを超える場合は、その超える距離に対し次に定める額を加算し、除雪事業者等に支給することができる。ただし、一のルート上に複数の助成対象世帯がある場合には、当該除雪対象世帯の間を通常利用する最短距離で移動した距離の合計とする。

(1) 遠距離加算の額 1キロメートル当たり1千円

(2) 距離の確認方法は、インターネット等の電子地図システムを利用して測定する距離とし、1キロ未満の端数は切捨てるものとする。

2 遠距離加算の額は、除雪事業遠距離加算調書(様式第1号)により算出した額とする。

(助成金交付申請)

第7条 助成を受けようとする世帯の代表者は、除雪費助成金交付申請書(様式第2号)により申請しなければならない。

(助成対象世帯の決定)

第8条 町長は、前条の申請があったときは、民生委員等の協力によりその内容を審査し、承認の可否を決定し、除雪費助成対象世帯(承認・不承認)決定通知書(様式第3号)により当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

(助成金の受領委任)

第9条 前条の助成金の交付については、その受領を除雪事業者等へ委任(以下「受領委任」という。)することができる。この場合において、助成対象世帯は、あらかじめ除雪事業者等の同意を得るものとし、第7条に規定する申請書に必要事項を記載のうえ、町長に提出しなければならない。

2 前項の受領委任の場合には、第5条に規定する助成額に対して次の各号に定める範囲内で概算払をすることができる。

- (1) 第5条第1項第1号に該当する場合 3万円以内
 - (2) 第5条第1項第2号に該当する場合 2万円以内
- (受領委任の取消し)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、受領委任を取消することができる。

- (1) 助成金の請求に不正があったとき。
 - (2) 除雪事業者等が受領委任を誠実に履行できないと判断したとき。
 - (3) 町長からの指示に対して理由もなく従わず、当該事業の目的が達成できないと判断したとき。
- (助成金の請求)

第11条 第8条の規定により助成の決定を受けた助成対象世帯又は第9条の規定により受領委任を受けた除雪事業者等は、当該年度の3月31日までに除雪助成金交付請求(精算)書(様式第4号。以下「請求(精算)書」という。)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の請求(精算)書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、除雪助成金交付(精算)決定通知書(様式第5号)により助成対象世帯及び受領委任を受けた除雪事業者等にその旨を通知し、助成金を交付又は精算するものとする。

(除雪事業者等との協力)

第12条 受領委任を受けた除雪事業者等は、当該受領委任を誠実に履行しなければならない。

- 2 除雪事業者等は、助成対象世帯の安否の確認に努めるものとし、異常を感じた場合には、直ちに警察署又は消防署等の関係機関に届け出るものとし、その旨を町長に報告するものとする。

(助成金の返還)

第13条 町長は、申請者及び除雪事業者等が偽り、その他不正な行為によりこの助成金を受けたと認めるときは、交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(瑕疵等)

第14条 助成対象世帯と除雪事業者等との間における、助成金の受領委任以外の瑕疵等に関する事項については、両者間で解決するものとし、町長は一切の責任を持たないものとする。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年7月12日から施行する。

様式省略